

**産業構造審議会 知的財産政策部会**  
**第17回意匠制度小委員会**  
**議事録**

**1. 日時・場所**

日時：平成24年5月23日（水）14：00～16：00

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

**2. 出席者**

大淵委員長、石井委員、内山委員、下川委員、高部委員、茶園委員、永田委員、  
牧野委員、増田委員、水谷委員、柳生委員、吉井委員

**3. 議題**

デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）

- (1) 複数意匠一括出願について
- (2) 意匠原簿と国際登録簿について
- (3) 国際公開と我が国の登録公報について

**4. 議事内容**

資料1「複数意匠一括出願について」、資料2「意匠原簿と国際登録簿について」、資料3「国際公開と我が国の登録公報について」に沿って事務局から説明を行い、資料に示された方向性で了承された。事務局からの説明に対し、委員から出された意見は以下のとおり。

**デザインによる国際展開の支援（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）**

(1) 複数意匠一括出願について

- ・複数意匠一括出願を受け入れることに賛成。ただし、一の意匠が登録され、他の意匠について拒絶通報がなされている場合のように、登録のタイミングが異なるために、登録料金の納付の機会が適切に与えられないといった不利益は生じないようにすべき。
- ・複数意匠一括出願の制度を導入すると、出願される意匠の数が多くなることが想定されるため、それが原因で審査が遅延しないような審査体制の整備が重要ではないか。
- ・ロカルノ国際意匠分類は日本意匠分類に比べて分類が粗く、他者の意匠登録

出願を監視する上でやや負担が大きいいため、ロカルノ国際意匠分類の適正化に積極的に関与すべき。

- ・複数意匠一括出願と同様に、部分意匠制度についても国際調和を図り導入を促進すべき。
- ・複数意匠一括出願のメリットを享受できるよう、国内出願についても国際出願の検討の内容に合わせた方向性で検討すべき。

## (2) 意匠原簿と国際登録簿について

- ・意匠原簿と国際登録簿の対応の方向性について賛成。
- ・国際裁判管轄については、日本の民事訴訟法が規定しているように、通常は登記登録地の国の裁判所が専属管轄を有すると思うが、それは各国ごとの権利であるという前提があるためであり、単にジュネーブで登録簿を管理していることを根拠に、スイスの裁判所が専属管轄を持つというのは余り説得力がないのではないか。
- ・少なくとも、国際登録によって発生する日本の意匠権の移転等に関して、日本の裁判所が国際裁判管轄を持たず、当事者がわざわざスイスに出向く必要があるというのは疑問に思うところ。WIPOの考えを確かめるべき。
- ・国際登録に基づく意匠権は日本で設定登録がされているので、日本に国際裁判管轄があると整理しているようだが、これはそもそも条約に基づいて日本に権利を発生させることが義務づけられており、根本は国際登録をジュネーブで行っていないから日本でしているというだけだと仮に考えると、権利そのものの登録地はジュネーブだと解釈できる余地があるようにも思える。そのような解釈は、結論からいって妥当ではないと思うが、いずれにせよ権利の存否と移転の問題は極めて重要なのできちんと整理する必要があるのではないか。

## (3) 国際公開と我が国の登録公報について

- ・国際出願された意匠が日本で登録となった場合には、ユーザーの利便性を考え、我が国でも意匠公報を発行すべき。
- ・IPDLにおいて通常の意匠登録を検索できるのと同様に、登録となった国際出願を検索できる環境を整備すべき。その際、日本の意匠公報と国際登録簿との関係が分かるようにして欲しい。また、日本の意匠公報の法的位置づけについて考え方の整理が必要ではないか。
- ・複数意匠一括出願の制度を導入しても、一意匠ごとに一権利が発生することを踏まえると、公報自体は権利を確認する重要なものであるため、公報は意匠単位で発行すべき。
- ・公報の言語については、日本語に翻訳する様々なリスクを考慮すると、英語

で発行することはやむを得ないのではないか。ただし、日本語検索の実現に関しては翻訳の機能やシソーラス展開等により、実務的にカバーできる範囲について、検討の上対応策を提示して欲しい。

・日本を指定し、日本で登録となった国際出願については、通常の意匠出願と同様の意匠公報を発行するべきで、その公報の言語は原語(英語)とし、ユーザーの利便性のために日本語による検索を実現することについてはおおむね賛成。

・国際公開の繰延べ期間について、国際調和を図り、公開繰延べの最長期間を30か月にすべき。

・我が国で公報を発行する方向性は基本的に賛成。また、意匠に係る物品の仮訳を作成してはどうか。

<この記事に関する問い合わせ先>

- ・ 特許庁総務部総務課制度改正審議室
  - ・ TEL : 03-3581-1101 内線2118
  - ・ FAX : 03-3501-0624
  - ・ E-mail : [お問い合わせフォーム](#)